

荒尾市さくらねこ無料不妊手術チケット
利用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫による住民トラブルをなくし、もって市民の快適な生活環境を確保するために、地域猫活動等を行うものに対し、荒尾市さくらねこ無料不妊手術チケット（公益財団法人どうぶつ基金が行うさくらねこ無料不妊手術事業に基づき、本市が申請者に対して交付する不妊手術を無料で受けることができる行政枠に係る券をいう。以下「チケット」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 飼い主が明確でなく、特定の地域に住み着いている猫をいう。
- (3) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、ボランティア団体等が、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫が命を全うするまで、その地域において適切に管理していく活動をいう。
- (4) 不妊手術 猫に対する不妊又は去勢手術をいう。
- (5) 多頭飼育崩壊 飼い主の無秩序な飼い方によって猫が異常繁殖し、飼い主が飼育不可能となることをいう。

(交付対象者)

第3条 チケットの交付を受けることができるものは、荒尾市内に生息する猫に不妊手術をしようとする個人（本市に住所を有する18歳以上の者に限る。）又は本市に住所を有する者が1人以上構成員として属する団体であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 地域猫活動を行うことができるもの
- (2) 多頭飼育崩壊現場において、猫に不妊手術を施す活動ができるもの。ただし、多頭飼育を行っている本人又はその同居人が構成員として属する団体を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する猫についてチケットを利用しようとするものは、交付の対象外とする。

- (1) 里親に出す予定の飼い主のいない猫
- (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
- (3) 申請時点において飼い猫である猫
- (4) チケットの交付を受けようとするものが、以前飼い主として管理していた猫
- (5) その他市長がチケットの利用が適当でないと認める飼い主のいない猫

(交付申請)

第4条 チケットの交付を受けようとするものは、不妊手術実施前に、荒尾市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、チケット交付の可否を決定し、荒尾市さくらねこ無料不妊手術チケット交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し及びチケットの返還）

第6条 市長は、チケットの交付決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による決定の全部又は一部を取り消し、既にチケットを交付しているときは、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) チケットの利用方法が著しく不相当と認めるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

（活動報告）

第7条 チケットの交付を受けたものは、不妊手術終了後、速やかに荒尾市さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第3号）に手術実施前後の猫の写真を添えて、市長に提出しなければならない。

2 チケットの交付を受けたものが、チケットを利用しなかったときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

（市の責任）

第8条 市は、交付したチケットの利用等及び本事業に関連して生じた事故、係争等について一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。